

平成30年10月31日

保護者・地域の皆様へ

宇治市教育委員会
宇治市連合育友会

宇治市立小中学校の教職員の働き方について

宇治市立小中学校の児童生徒の保護者や地域の皆様には、日頃から本市の教育行政並びに各学校の教育活動にご理解ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

宇治市立小中学校の教職員の勤務時間については、平日の8時30分から17時までとなっておりますが、平成29年10月に実施した京都府教育委員会による勤務実態調査の結果では、いわゆる過労死ラインとされる月80時間以上残業している教職員の割合が高く（府結果：小学校で52%、中学校で72%）、宇治市においても、府と同程度の割合でした。これは全国調査と比較しても高く、長時間勤務の是正は一刻の猶予も許されない非常に深刻な状況にあり、今年度も同様に、時間外勤務の多い状況が続いています。

そのような中、宇治市教育委員会は、教職員が心身ともに健康な状態で、教育活動に専心することができるように、京都府教育委員会や京都府PTA協議会と連携・協働して教職員の働き方についての取組を推進しています。

その一環として、平成30年1月1日から、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することも踏まえ、中学校において部活動の休養日の設定を行いました。さらに2学期からは、出退勤管理システムを本格実施し、教職員の勤務時間の管理を行い、今後はそのデータを集計・分析し新たな取組に繋がりたいと考えています。また、各学校においても、定時退勤時刻以降にすみやかに退勤することに努め、ノー残業デーの取組を行うなど、今後様々な取組を検討し実施する予定です。

保護者や地域の皆様におかれましては、今後も教育委員会、連合育友会、各学校の取組にご理解をいただくとともに、学校への電話等での問い合わせにつきましては、極力、勤務時間中に行っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。